



地域のパワーがまちをきれいに 違反広告物の除却団体を募集

☎建築課 982・9885
FAX 983・2245

市では、電柱や水路のフェンスなどに付けられた「はり紙」「はり札」「立て看板」などの違反広告物の除却作業をしていただけるボランティア団体を募集しています。

これらの違反広告物は、倒れたり外れたりすることで事故の原因につながる危険性があり、また、街の美観を損ね、目にする人にとって決して気持ちのいいものではありません。

除却推進団体になるには？

対象

- 市内に在住、在勤、在学する20歳以上の方で構成された2人以上の団体

講習

- スライドによる講習(30分程度)を受講。皆さんの地域での出前講座も行っています。

活動状況

次の13団体(計105人)が各地域で毎月1回程度活動しています。

ネオポリス違反広告物除却委員会、高富町会、木売町会、保一区北自治会、中野二区町会、保4区



きよみ野防犯連絡協議会の活動

自治会、下広島・上広島・拾壹軒自治会、道庭自治会、きよみ野防犯連絡協議会、栄町3区町会、高久一区二区自治会、上町町内会、吉川クリーン会

市の役割

- 除却作業に必要なニッパー、ヘラ、ミニカッターなどの道具の貸与
- 除却した広告物の回収
- 推進員への腕章と身分証明書の交付
- 活動時のけがなどの事故の際に、市民活動補償制度を適用

地域のパワーが まちをきれいにする！

この活動は、今年で5年目となりますが、昨年度の除却枚数は、活動当初の平成17年度と比べ約85%の減少となりました。

年度別除却枚数

種類	17年度	18年度	19年度	20年度
はり紙	1,912	1,377	835	481
はり札	2,435	1,686	411	270
立看板等	793	186	48	32
計	5,130	3,249	1,294	783

(単位：枚)



栄町3区町会の活動

良好な生活環境 空き地の雑草は伸びる前に

☎環境課 982・9698
FAX 981・5682

空き地の管理は適正に

空き地などに雑草が生い茂ると、近隣住民の迷惑をまねき、火災や犯罪、廃棄物の不法投棄を誘発する恐れがあります。

空き地の所有者または管理者は、雑草がおおむね1メートルになる前に、刈っていただくようお願いします。また、生垣や庭木が隣地や道路に出ている場合は、きちんと剪定しましょう。適正な管理をお願いします。

刈り草の堆肥化にご協力を

刈り草は堆肥としてリサイクルしましょう。次の施設で受け入れを行っています。

東埼玉資源環境組合

受入日時 月～日(祝除く) 午前9時～正午、午後1時～4時
東埼玉資源環境組合 ☎936・1251

市環境センター

受入日時 月～日(祝除く)、第4回午前8時30分～正午、午後1時～5時

☎環境センター ☎983・2281